清掃工場等地元対策協議会負担金の支出に関する要綱

(通則)

第1条 この要綱は、市が予算の範囲内において支出する清掃工場等地元対策協議会負担金について、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(支出の目的)

第2条 この要綱は、清掃工場等地元対策協議会の運営事業に要する経費を支出することにより、 八王子市と周辺住民代表とが環境整備等諸問題を協議し相互の理解を深め事業の円滑な推 進を図ることを目的とする。

(支出対象)

- 第3条 この負担金の交付対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 戸吹最終処分場等清掃事業施設対策協議会
 - (2) 館クリーンセンター運営協議会
 - (3) 北野清掃施設·下水施設関係町会連絡協議会

(対象経費)

- 第4条 負担金の対象となる経費は、次のとおりとする。
 - (1) 会議運営に係る経費
 - (2) 研修視察に係る経費
 - (3) 環境美化に係る経費

(支出額等)

- 第5条 負担金の額は、前条各号により算出した額の合算額とする。ただし、予算で定める額を上限とする。
 - 八王子市の負担率は10分の10とする。

(交付申請書の様式等)

第6条 規則第6条第1号による交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、年度当初に市長に提出するものとする。また、交付申請書に添付するその他必要な書類は事業計画書、予算書及び収支計画書とする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条第2項による通知は、別記第2号様式によるものとする。

(補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式)

第8条 規則第10条による市長への通知は、別記第3号様式によるものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第12条による実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、実績報告書に添付するその他必要な書類は、事業報告書及び決算書とする。

(負担金等確定通知書の様式)

- 第10条 規則第13条による交付事業者等への通知は、別記第5号様式によるものとする。 (終期の設定)
- 第11条 補助金制度見直し方針に従い見直すものとする。

付 則

- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年10月1日から施行する。